
生活福祉資金の 利用をすすめてみましょう

平成22年11月改訂

民生委員版
生活福祉資金運営マニュアル

1 生活福祉資金貸付制度について

(1) 生活福祉資金貸付制度とは

低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、就労に必要な技術習得のための資金、就学に必要な資金、住宅の改修に必要な資金その他一時的に必要な資金等を低利または無利子で貸付ける制度です。貸付とともに、民生委員を通じ必要な相談支援を行うことで、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的としています。

本事業は、都道府県社会福祉協議会が実施し、窓口業務等の一部の事務を市区町村社会福祉協議会が受託しています。社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、この制度は、社会福祉協議会と民生委員が連携協力して地域住民の福祉を実現するための福祉の資金貸付なのです。

制度の沿革

本制度は、民生委員が主体となって、低所得者の自立更生を促進するための「世帯更生運動」がそもそもの出発です。世帯更生運動が広まりをみせた昭和30年度に、低所得世帯の自立助長のための資金として国と都道府県が1/2ずつ負担して計上した1億円を原資として「世帯更生資金貸付制度」が創設されました。

当初、生業資金、支度資金、技能習得資金の3種類でスタートした貸付制度は、その後資金種類の拡大をはじめ着実に制度の充実が図られ、平成2年度には「生活福祉資金貸付制度」と名称が改められました。平成7年の阪神・淡路大震災の際には、小口資金の貸付や仮設住宅入居者の移転に対応する特例措置を実施しました。

平成13年度には総合雇用対策の一環として失業者に対する「離職者支援資金」が、平成14年度には高齢者世帯に対し、所有する住居用資産(土地)を担保に生活資金の貸付を行うリバースモーゲージの考え方を取り入れた「長期生活支援資金」、低所得世帯における緊急かつ一時的なニーズに応えることを目的とした「緊急小口資金」が創設されました。さらに平成19年度には、「要保護世帯向け長期生活支援資金」が創設されました。

さらに平成21年10月には、わが国の経済・雇用情勢の厳しい状況のなかで離職者や低所得者に対し、本制度のより一層の活用を図るべく、制度の見直しが行われました。見直しの主な内容は、①失業や減収等により生活に困窮している方に対し、継続的な相談支援と生活費用等の貸付を行う総合支援資金を創設、②10種類あった資金種類を統合し4種類に整理・統合、③借入にあたり原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない方にも貸付が行えるようにした、④貸付利子について、連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てられない場合は1.5%とした、などです。

2 生活福祉資金貸付制度における民生委員の役割と留意点

生活福祉資金貸付制度における民生委員の基本的役割は、担当地域の住民や、借受人や借受世帯への相談支援です。

生活福祉資金を利用する世帯には、様々な生活課題を抱え、経済的にも気持ちのうえでも不安な状態にあります。生活困難な状況にあっても自立に向けて努力する世帯を見守り、じっくりと相談にのり、ともに解決の道を考え、時には家庭を訪問したり、社会福祉協議会等と連携して情報提供を行うなど、息の長い、そして粘り強い関わりを続けて頂くことが大切です。

民生委員は、生活福祉資金貸付制度において、重要な役割を担っています。主な役割の内容と留意点を以下に記しましたので、今後の取り組みの参考にしてください。

(1) 資金制度の紹介、情報提供

- 地域に根ざした民生委員の日ごろの相談活動や情報提供活動は大切です。これらの活動を通じて生活福祉資金貸付のニーズが明らかになる場合も多くみられます。
- 担当地区で生活困難な状態にある方や、自立して安定した生活を営もうとしている方がいたら、まずは生活福祉資金貸付制度をご紹介します。
- 住民の方々に正確な情報提供を行うためにも、生活福祉資金の制度内容を理解しましょう。

(2) 借受人、借受世帯の生活状況の把握

- 借入申込者や借受人とその世帯の生活状況や抱えている生活課題の把握に努めます。
- 市区町村社協や都道府県社協の要請に基づいて借受世帯の状況調査等に協力します。
- 償還の滞っている借受人に対しては、特にきめ細かい状況把握や相談支援が必要です。
- 借受世帯の生活状況や生活課題を把握して市区町村社協と情報を共有するほか、必要に応じて他の福祉・保健サービスの情報を提供したり、利用を勧めます。

(3) 償還への関わり

- 償還の指導や督促は、都道府県社協、市区町村社協が行います。
- 民生委員の役割は、都道府県社協、市区町村社協の行う償還指導や督促に協力し、借受人が償還への意欲を持てるような支援を行うことにあります。
- 滞納世帯には、必要に応じて償還の猶予等の情報提供を行うなど相談にあたります。
- 民生委員は、債権管理上の法的責任や義務を負っているわけではありません。

(4) 相談支援の状況等の記録と、各種書類への記入等

- 担当した借受世帯の状況や相談支援等の記録は、「生活福祉資金借受世帯支援記録票」(※)に記入し、適切に保管します。担当民生委員が一斉改選等により退任した時は、後任の委員に引き継ぎます。 ※「生活福祉資金借受世帯援助記録票」から名称変更しました

- 借入申込時に状況把握した内容を民生委員意見書に記入したり、償還猶予や償還免除の際には世帯状況等を記入します。

(5) 借受人との信頼関係の構築と、守秘義務の厳守

- 地域における生活福祉資金貸付ニーズの把握、借入申込の受理、民生委員調査書の作成、貸付決定・償還に関する関係通知の受け渡し、借受人とその世帯の生活状況の把握や償還への協力等々、本制度における民生委員の関わりは借受人との信頼関係の上に行われることであり、こまやかな配慮が必要です。
- 本制度を活用する世帯はさまざまな事情で資金の借受を行わざるを得ない状況にある方々であり、借受人とその世帯の人権やプライバシーの尊重が大切です。中には借入について民生委員に相談していることさえ近隣に知られたくないと思っている方もおられますので、借受人の状況に配慮して、信頼関係を築くようにしましょう。
- 生活福祉資金に携わる者として、民生委員も都道府県・市区町村社協職員同様に、借受世帯の生活状況など知り得た情報やプライバシーに関する守秘義務を厳守することとされています。個人情報保護の観点から、関係書類を持ち歩かないようにするなど取扱いには細心の配慮が必要です。

【参考】

●民生委員制度創設90周年活動強化方策 行動宣言

1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します
2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します
3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます
4. **多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。**

複雑で困難な生活課題を抱え、精神的にも経済的にも不安な状態を抱える人を発見し、支援につなげます。

5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います

●生活福祉資金貸付制度要綱 「第16 民生委員の役割」

民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとする。具体的には、

- (1) 都道府県社協及び市町村社協、福祉事務所等関係機関と連携した本制度の広報・周知活動
- (2) 本制度の利用に関する情報提供、助言
- (3) 都道府県社協及び市町村社協の要請に基づく、借入申込書及び借受人の属する世帯の調査及び生活実態の把握
- (4) 借受人の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援

等であり、借受人及び借入申込者の生活自立が図られるよう、民生委員の相談支援を通じたきめ細やかな対応が期待される。

●民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。

- ②民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

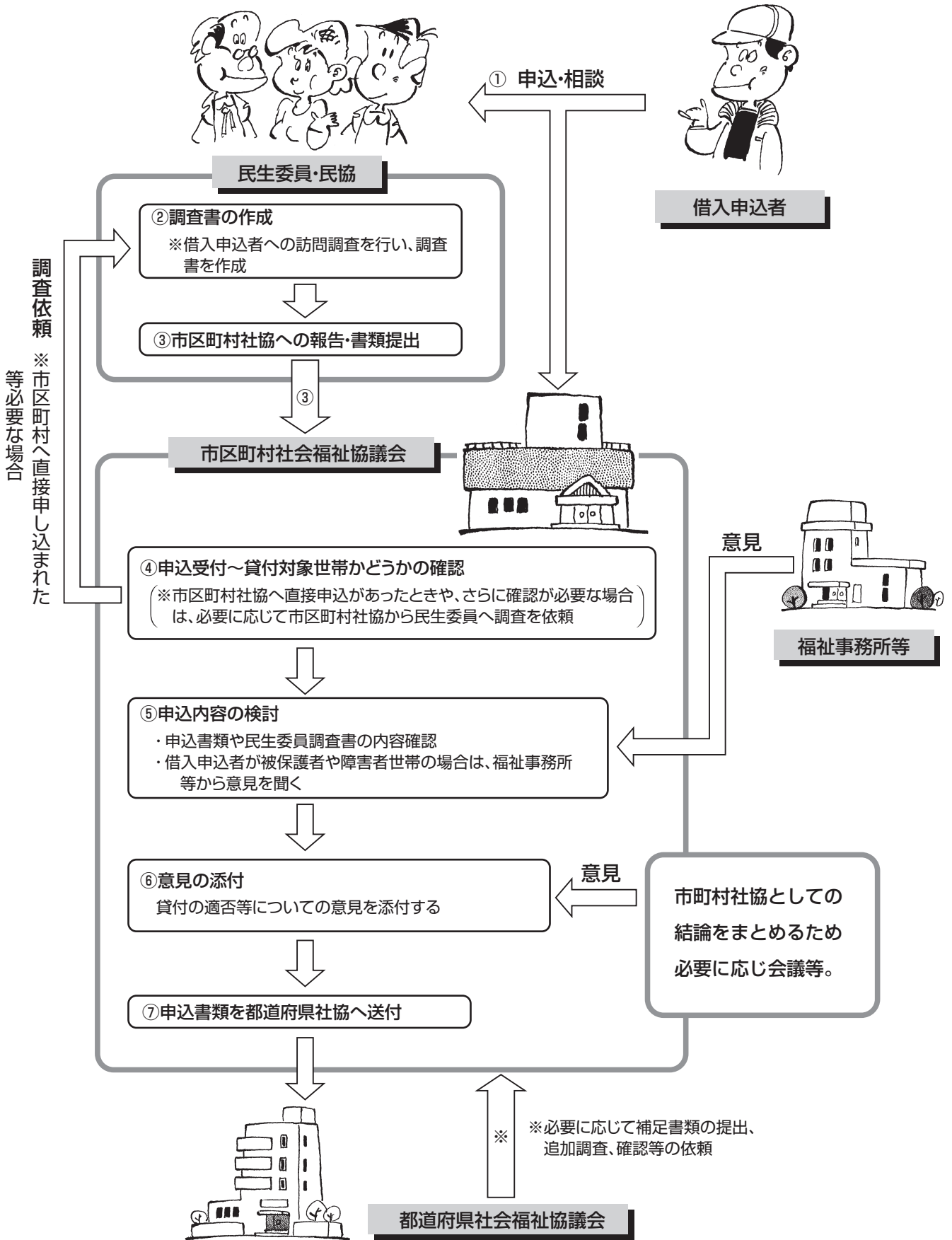
生活福祉資金貸付条件等一覧

平成21年10月現在

| 資金種類 | 貸付条件 | | | | | | |
|---------------------|---|---|------------------------------------|---|------------------------|---|------------------------------|
| | 貸付限度額 | 貸付期間 | 据置期間 | 償還期間 | 貸付利率 | 連帯保証人 | |
| 1 総合支援資金 | 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 | | | | | | |
| 生活支援費 | 生活再建までの間に必要な生活費用 | (二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 | 12月以内 | 最終貸付日から6月以内 | 20年以内 | 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5% | 原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可 |
| 住宅入居費 | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | 40万円以内 | — | 貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内 | | | |
| 一時生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 | 60万円以内 | — | — | | | |
| 2 福祉資金 | 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 | | | | | | |
| 福祉費 | 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なものと見込まれる費用 | 580万円以内 ※以下は貸付上限額の目安 | — | 貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内 | 据置期間経過後20年以内 ※以下は目安 | 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5% | 原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可 |
| | 生業を営むために必要な経費 | (460万円) | | | (20年) | | |
| | 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円 | | | (8年) | | |
| | 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 | (250万円) | | | (7年) | | |
| | 福祉用具等の購入に必要な経費 | (170万円) | | | (8年) | | |
| | 障害者用自動車の購入に必要な経費 | (250万円) | | | (8年) | | |
| | 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 | (513.6万円) | | | (10年) | | |
| | 負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | 〔療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円〕 | | | (5年) | | |
| | 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 〔介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円〕 | | | (5年) | | |
| | 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 | (150万円) | | | (7年) | | |
| | 冠婚葬祭に必要な経費 | (50万円) | | | (3年) | | |
| | 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 | (50万円) | | | (3年) | | |
| | 就職、技能習得等の支度に必要な経費 | (50万円) | | | (3年) | | |
| | その他日常生活上一時的に必要な経費 | (50万円) | | | (3年) | | |
| 緊急小口資金 | ・ 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ・ 火災等被災によって生活費が必要とき ・ その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき | 10万円以内 | — | 貸付の日から2月以内 | 8月以内 | 無利子 | 不要 |
| 3 教育支援資金 | 低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 | | | | | | |
| 教育支援費 | ・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 | (高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内 | — | 卒業後6月以内 | 20年以内 | 無利子 | (不要) ※世帯内で連帯借受人が必要 |
| 就学支度費 | ・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 | 50万円以内 | — | — | — | — | — |
| 4 不動産担保型生活資金 | 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | | | | | | |
| 不動産担保型生活資金 | 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | ・ 土地の評価額の7割程度月30万円以内 | 借受け人の死亡時までの期間又は貸付元金貸付限度額に達するまでの期間。 | 契約の終了後3月以内 | 据置期間終了時 | 年3%、又は期プライムレートのいずれか低い利率 | 必要 ※推定相続人の中から選任 |
| 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | ・ 居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・ 貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内) | | | | | 不要 |

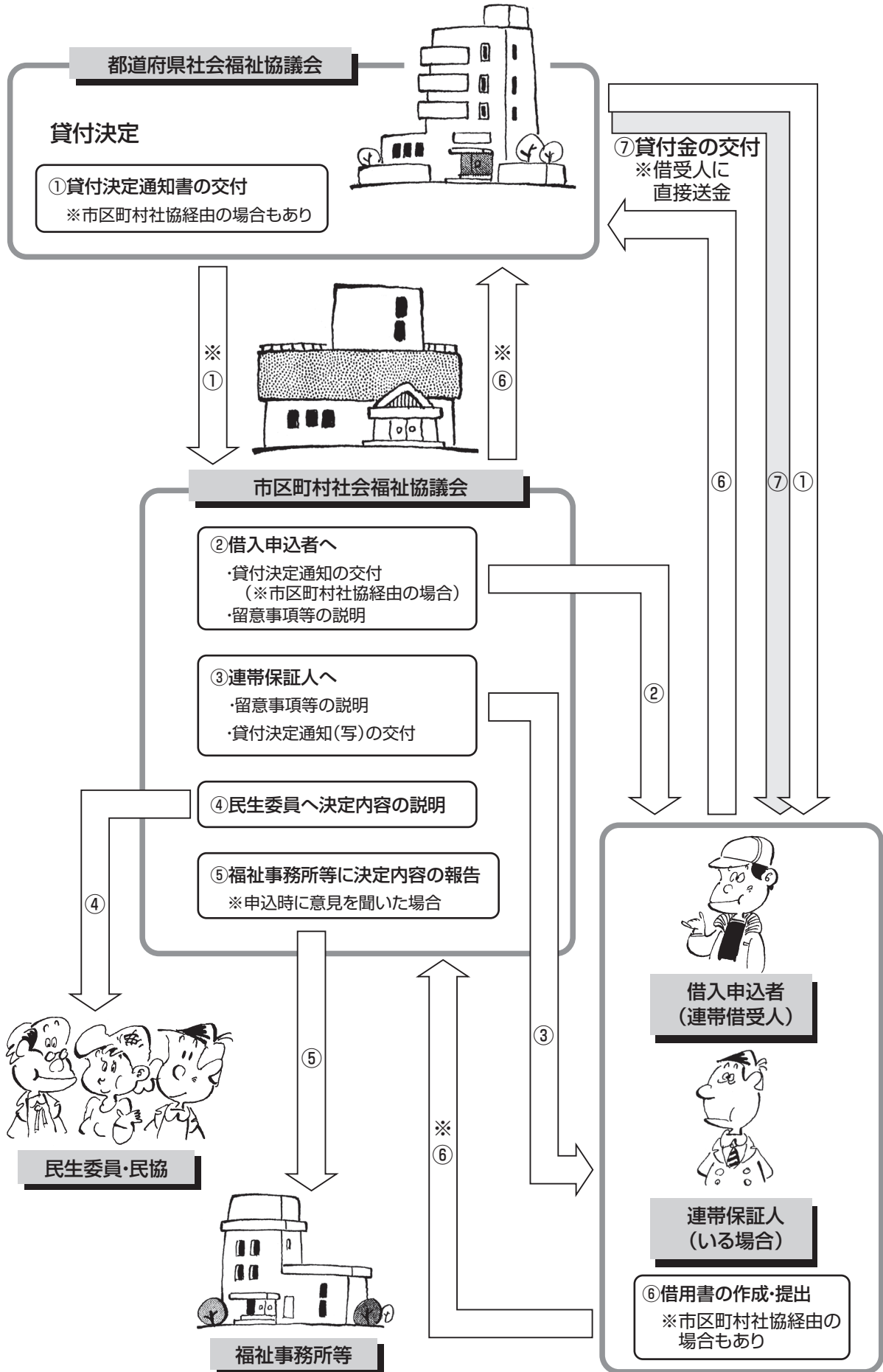
貸付の流れ ※福祉資金及び教育支援資金の場合

i) 申込受付（都道府県社協への申込書類送付まで）



貸付の流れ

ii) 貸付決定から資金交付まで



貸付の流れ

iii) 償還から償還開始後の手続きまで

